

有明マテリアル株式会社との合併に関する
会社法第801条第1項及び第3項第1号に
基づく吸収合併存続会社の備置き書類

黒崎播磨株式会社

2021年10月22日

合併に関する事後開示事項

北九州市八幡西区東浜町1番1号
黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏

当社を吸収合併存続会社とし、有明マテリアル株式会社（本店所在地：大牟田市西港町一丁目21番地1。以下「有明マテリアル」という。）を吸収合併消滅会社とする合併契約（以下「本合併契約」という。また、本合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、2021年10月1日（以下「効力発生日」という。）をもって本合併の効力が発生しました。

本合併に関する会社法第801条第1項に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併の効力発生日
2021年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る
手続の経過
当該請求はありませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における会社法第785条、第787条及び第789条
の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）
有明マテリアルにおいては、会社法第784条第1項の規定に基づき、
本合併契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けるこ
となく本合併を行い、その株主は特別支配会社である当社のみであったため、
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第787条（新株予約権買取請求）
有明マテリアルは新株予約権を発行していないため、該当事項はありま
せん。
 - (3) 会社法第789条（債権者の異議）
有明マテリアルは、2021年7月26日付の官報による公告を行い、
かつ、2021年7月26日から電子公告による公告を行いました。所定
の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る
手続の経過
当社は、2021年7月26日から電子公告による公告を行いました、
会社法第796条第3項の規定に基づき所定の期間内に本合併に反対する旨
を通知した株主はありませんでした。かつ、本合併は、会社法第796条第
2項規定の要件を満たす合併であったため、該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社における会社法第797条及び第799条の規定による
手続の経過
 - (1) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）
当社は、2021年7月26日から電子公告による公告を行いました、
会社法第796条第3項の規定に基づき所定の期間内に本合併に反対する
旨を通知した株主はありませんでした。かつ、本合併は、会社法第796条
第2項規定の要件を満たす合併であったため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第799条（債権者の異議）
当社は、2021年7月26日付の官報による公告を行い、かつ、20
21年7月26日から電子公告による公告を行いました、所定の期間内に
債権者からの異議申述はありませんでした。
6. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権
利義務に関する事項
当社は、2021年10月1日をもって、有明マテリアルから、一切の資
産及び負債並びに権利義務を引き継ぎました。
本合併により、当社が有明マテリアルから承継した資産は、876百万円
であり、その主なものは、有形固定資産の341百万円です。
また、承継した債務は、395百万円であり、その主なものは、退職給付
引当金の220百万円です。
7. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面
（吸収合併契約の内容を除く。）
別紙のとおり。
8. 会社法第921条の変更の登記をした日
2021年10月6日
9. その他本合併に関する重要な事項
 - ① 当社は、有明マテリアルの発行済株式のすべてを所有していたため、
本合併においては、金銭等の交付及び割当ては行わず、また、資本金及
び準備金の額の増加は行いませんでした。
 - ② 当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併契約につい
て会社法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併
を行いました。

また、有明マテリアルにおいては、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行いました。

③ 本合併による当社の資本金及び準備金の額の増加はありません。

以上

黒崎播磨株式会社との合併契約に関する
会社法第782条第1項に基づく
吸収合併消滅会社の備置き書類

有明マテリアル株式会社

合併契約書

黒崎播磨株式会社（以下「甲」という。）と有明マテリアル株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併（以下「本合併」という。）して、甲は存続し、乙は解散する。

（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：黒崎播磨株式会社

住所：北九州市八幡西区東浜町1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：有明マテリアル株式会社

住所：大牟田市西港町一丁目21番地1

（合併に際して発行する株式）

第3条 甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているので、本合併による新株式の発行又は自己株式の移転その他の対価の交付は行わない。

（増加すべき資本金）

第4条 甲は、本合併により、資本金の額の増加は行わない。

（合併承認総会等）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

（効力発生日）

第6条 本合併の効力発生日は、2021年10月1日とする。ただし、本合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）

第7条 乙は、2021年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を本合併の効力発生日において甲に引き継ぐ。

2. 乙は、2021年7月1日から本合併の効力発生日前日に至るまでの間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示する。

(乙の役員、従業員)

第8条 乙の役員(取締役、監査役)及び従業員に関する事項(処遇等を含む。)については、甲乙別途協議のうえ、本合併の効力発生日までに決定する。

(善管注意義務)

第9条 甲と乙は、本契約の締結日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

(本合併の条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約の締結日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、又は重大な欠陥が発見されたときは、甲乙協議のうえ、書面により本合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録により行う。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2021年3月24日

甲 北九州市八幡西区東浜町1番1号
黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏 ㊞

乙 大牟田市西港町一丁目21番地1
有明マテリアル株式会社
代表取締役社長 満留 辰郎 ㊞

2021年7月26日

有明マテリアル株式会社
代表取締役社長 満留 辰郎

合併契約に係る会社法施行規則第182条第1項第1号に定める
相当性に関する事項について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約（以下「本合併契約」という。また、本合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、会社法施行規則第182条第1項第1号に定める相当性に関する事項は下記のとおりです。

記

本合併契約には、会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めはありません。

これは、黒崎播磨株式会社が当社の発行済株式のすべてを所有していることから、本合併においては、金銭等の交付及び割当ては行わないものです。

以上

第 130 期 事 業 報 告

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

黒崎播磨株式会社

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなりました。

当社グループの主要得意先である鉄鋼業界における当連結会計年度の国内粗鋼生産量は、前年同期比15.9%減の8,279万トンとなり、4年連続で前年度実績を下回るとともに、1971年度以来の9,000万トン割れとなりました。これに対して、2020年1～12月間の世界の粗鋼生産量は、中国での増産が寄与し、前年同期に比べ0.9%減に留まる18億6,398万トンとなりました。

国内粗鋼生産量の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大という一時的な要因だけではなく、人口減少等による鋼材需要の構造的な減少にも起因しており、国内鉄鋼業界は、生産設備構造の抜本的改革を実行していません。

当社グループを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、当社グループでは、2020年中期経営計画の基本方針である「世界第一級の鉄鋼用総合耐火物メーカー」の地位確立を目指し、同計画の最終年度である当連結会計年度において、当社グループの国内製造業務の中核を担う黒崎播磨セラコーポ株式会社と当社の統合推進等、将来に向けた基盤固めを中心とした各種取り組みを実施しました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は次のとおりです。

[売上高]

国内粗鋼生産量の減少に起因する耐火物需要及び鉄鋼製造設備整備作業の減少や、ファーンレス事業での大型工事案件の受注減等により、売上高は、前連結会計年度に比べ17.3%減収の1,136億61百万円となりました。

[損益]

売上高の減少等により、営業利益は、前連結会計年度に比べ47.3%減益の49億49百万円、経常利益は、同34.8%減益の63億61百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、同32.7%減益の43億34百万円となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりです。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高であり、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれていません。また、セグメント損益は営業損益ベースです。

〔耐火物事業〕（各種工業窯炉に使用する耐火物全般の製造販売）

売上高は、国内粗鋼生産量の減少に起因する耐火物需要の減少等により、前連結会計年度に比べ20.3%減収の910億55百万円となりました。利益は、売上高の減少等により、同59.6%減益の28億15百万円となりました。

〔ファーンレス事業〕（各種窯炉の設計施工及び築造修理）

売上高は、国内粗鋼生産量の減少に起因する鉄鋼製造設備整備作業の減少や、大型工事案件の受注減等により、前連結会計年度に比べ7.0%減収の137億30百万円となりました。利益は、売上高の減少等により、同16.1%減益の7億37百万円となりました。

〔セラミックス事業〕（各種産業用ファインセラミックスの製造販売及び景観材の販売）

売上高は、燃料電池向け断熱材の拡販等により、前連結会計年度に比べ10.4%増収の74億12百万円となりました。利益は、設備投資に伴う償却費増及びファインセラミックス製品の品種構成の変動等により、同9.4%減益の7億2百万円となりました。

〔不動産事業〕（店舗・倉庫等の賃貸）

売上高は、前連結会計年度に比べ微減の8億30百万円、利益は、同5.0%減益の6億71百万円となりました。

〔その他〕（製鉄所向け石灰の製造販売）

売上高は、前連結会計年度に比べ21.6%減収の6億31百万円、損益は、24百万円の利益（前連結会計年度は64百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は47億15百万円であり、その主なものは次のとおりです。

① 耐火物事業の設備投資	35億35百万円
② ファーンレス事業の設備投資	3億71百万円
③ セラミックス事業の設備投資	5億80百万円

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金及び借入金によってまかないました。

(4) 対処すべき課題

① 2020年中期経営計画（2018年度～2020年度）の実行結果について

2020年中期経営計画期間における当社グループを取り巻く経営環境は、当初2年間は比較的堅調な需要環境となったものの、2020年度については、米中貿易摩擦を契機に需要が低迷する中、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により国内外の経済活動が急激に減速し、当連結会計年度の国内粗鋼生産量は約83百万トンと1971年度以来の90百万トン割れとなる等、大変厳しいものとなりました。

国内粗鋼生産量の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大という一時的な要因だけではなく、人口減少等による鋼材需要の構造的な減少にも起因しており、国内鉄鋼業界は、生産設備構造の抜本的改革を実行しています。

この結果、2018年度、2019年度においては計画レベルの利益を確保したものの、2020年中期経営計画の最終年度である当連結会計年度においては、国内外の需要減影響が大きく、連結売上高は1,136億61百万円、連結経常利益は63億61百万円（ROS（売上高経常利益率）5.6%）となり、いずれも計画に対して未達となりました。

一方で、この中期経営計画期間に以下の取り組みを実施し、経営基盤強化の観点から一定の成果を上げることができました。

耐火物事業では、備前転炉工場の生産体制の刷新による能力増強と品質・生産性・コスト競争力強化、各工場での自動化・合理化投資に取り組みました。

また、海外市場では、インドの連結子会社TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED株式の追加取得、スペインのRefractaria, S.A.の買収といったグローバル戦略推進や、インドを中心とした需要捕捉と拡販に向けた設備投資の積極推進、海外パートナー企業との提携等、収益拡大に向けた各種取り組みを実施しました。

ファーンレス事業では、鉄鋼製造設備整備作業の拡大、コークス炉リフレッシュ・高炉・熱風炉改修など大型案件の着実な受注に加え、バイオマス発電等環境分野での新規工事案件の獲得に取り組みました。

セラミックス事業では、情報通信技術の発展に伴う半導体製造装置業界及び電子部品業界の需要拡大が見込まれる中、生産能力増強による事業基盤強化を進めるとともに、燃料電池向け断熱材の拡販にも積極的に取り組みました。

今後においては、上記2020年中期経営計画で実施した各種取り組みの成果を一層深化させつつ、以下の2025経営計画の実行により、さらなる事業成長を図ります。

② 2025経営計画について

当社グループは、「鉄と産業を支える世界第一級の総合セラミックス企業」を目指し、中長期的な経済社会情勢も見据え、2025年度までを実行期間とする「2025経営計画」を策定し、実行しています。

【2025経営計画 概要】

- 国内耐火物需要の構造的変化に対応した事業の抜本的体質強化策の実行
- 海外事業では、高い技術力を活かした拡販、パートナー企業との連携・提携等による事業拡大
- ファーンレス事業では、鉄鋼分野における整備作業領域拡大、省エネ工業炉・環境炉分野での拡販
- セラミックス事業では、半導体製造装置・環境関連分野・電子部品分野での拡販、新規分野へ進出
- 安全・環境・防災・内部統制分野でより高次元なレベルを追求、カーボンニュートラル、SDGsへの取り組み、デジタルトランスフォーメーション (DX) 推進

以上の施策を推進することにより、ROS 8%以上を目指します。

Ex. 2025年度連結売上高1,500億円、連結経常利益120億円

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は円)

区 分 \ 期 別	第127期 2018年3月期	第128期 2019年3月期	第129期 2020年3月期	第130期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	123,977	142,347	137,395	113,661
営 業 利 益	8,494	10,543	9,387	4,949
経 常 利 益	8,991	11,289	9,764	6,361
親会社株主に帰属する当期純利益	5,656	7,868	6,444	4,334
1株当たり当期純利益	670.96	933.76	765.04	514.63
総 資 産	131,031	135,422	126,942	130,354
純 資 産	57,755	56,236	57,233	63,288
1株当たり純資産額	6,321.82	6,297.94	6,436.93	7,133.91

- (注) 1. 当社は、2017年6月29日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で当社普通株式10株を1株に併合しました。第127期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第127期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しています。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第128期の期首から適用しており、第127期に係る財産状態の数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

(6) 親会社及び重要な子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	当社株式の持株数	当社への出資比率	主要な事業内容
日本製鉄株式会社	3,912千株 (4千株)	46.45% (0.05%)	鉄鋼業他

(注) 1. 当社株式の持株数及び当社への出資比率の()内は、間接所有株式数及び間接所有割合であり、内数です。

2. 当社への出資比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 日本製鉄株式会社は、当社の筆頭株主であり親会社です。また、同社は、当社の主要な取引先です。当社と同社との間では、耐火物製品販売等の取引があります。

4. 2021年3月31日時点で、日本製鉄株式会社の従業員2名が当社の役員(取締役、監査役)を兼任しています。また、2021年3月31日時点で、当社の役員(取締役)2名は、同社の出身者です。

② 親会社と締結している当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

該当事項はありません。

③ 親会社との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社への当社製品販売、親会社からの請負、親会社からのエネルギー購入等の取引を行っています。

これらの取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社の一般的な取引と同様の条件でなされており、当社の利益を害していないと、当社取締役会は判断しています。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

④ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社SNリフラテクチュア東海	75百万円	65.00%	耐火物の製造
黒崎播磨セラコーポ株式会社	50百万円	100.00%	耐火物製造等に係る業務請負、耐火物製造設備等のメンテナンス、各種サービス業
有明マテリアル株式会社	100百万円	100.00%	ファインセラミックスの製造
黒播築炉株式会社	10百万円	51.00%	築炉工事・耐火物加工の請負
Krosaki Amr Refractorios,S.A.	4,598千ユーロ	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売
無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司	14,197千米ドル	68.00%	耐火物の製造販売
Krosaki USA Inc.	400千米ドル	90.00%	耐火物の販売
黒崎播磨（上海）企業管理有限公司	2,400千米ドル	100.00%	中国投資会社の管理、耐火物の販売
Krosakiharima Europe B.V.	500千ユーロ	100.00%	投資会社に関わる事業戦略管理、耐火物の販売
TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED	209,000千インドルピー	77.62%	耐火物の製造販売
TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED	12,993千シンガポール	97.00% (37.00%)	投資会社に関わる事業戦略管理
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	8,200千米ドル	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売
Refractaria, S.A.	657千ユーロ	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合であり、内数です。

2. 2021年4月1日付で、当社を存続会社とし、黒崎播磨セラコーポ株式会社を消滅会社とする吸収合併の効力が発生し、黒崎播磨セラコーポ株式会社は解散しました。

(7) 主要な事業内容

[耐火物事業]

各種工業窯炉に使用する耐火物全般の製造販売

[ファーネス事業]

各種窯炉の設計施工及び築造修理

[セラミックス事業]

各種産業用ファインセラミックスの製造販売及び景観材の販売

[不動産事業]

店舗・倉庫等の賃貸

[その他]

製鉄所向け石灰の製造販売

(8) 主要拠点等

① 当社

種 別	所 在 地
本店	北九州市八幡西区東浜町1番1号
支店、事業所、営業所等	北九州市、室蘭市、鹿嶋市、船橋市、千葉市、君津市、東京都中央区、川崎市、東海市、大阪市、和歌山市、姫路市、備前市、倉敷市、福山市、呉市、光市、下松市、周南市、京都府苅田町、大分市、中華民国
工場	北九州市、室蘭市、神栖市、千葉市、木更津市、東海市、高砂市、赤穂市、備前市、大分市

② 子会社（連結子会社）

会 社 名	本店所在地
株式会社SNリフラテクチュア東海	刈谷市
黒崎播磨セラコーポ株式会社	北九州市
有明マテリアル株式会社	大牟田市
黒播築炉株式会社	北九州市
Krosaki Amr Refractorios,S.A.	スペイン
無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司	中国
Krosaki USA Inc.	米国
黒崎播磨（上海）企業管理有限公司	中国
Krosakiharima Europe B.V.	オランダ
TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED	インド
TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED	シンガポール
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	中国
Refractaria, S.A.	スペイン

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,802名	△25名

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含めていません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	7,994百万円
株式会社福岡銀行	5,000
株式会社三菱UFJ銀行	3,935
株式会社三井住友銀行	3,110
State Bank of India	3,008

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 35,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,422,723株 (自己株式数691,805株を除く。)

(注) 自己株式691,805株のうち、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

(3) 当事業年度末株主数 6,111名 (対前事業年度末比+175名)

(4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	3,908千株	46.40%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	612	7.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	324	3.85
RE FUND 107 - CLIENT AC	196	2.33
株式会社福岡銀行	185	2.21
株式会社日本カストディ銀行 (年金信託口)	162	1.93
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	133	1.59
東邦瓦斯株式会社	70	0.84
株式会社安川電機	70	0.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 4)	61	0.73

(注) 1. 当社は自己株式691千株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 川 和 宏	
取 締 役	奥 村 裕 彦	専務執行役員 ファーンエス事業部門管掌 セラミックス事業部門管掌 本社部門（技術管理、品質保証）管掌 安全衛生環境防災に関し管掌 コークス炉事業全般に関し管掌 黒播築炉株式会社代表取締役社長
取 締 役	副 島 匡 和	常務執行役員 本社部門（購買、財務、経営企画）管掌
取 締 役	本 田 雅 也	常務執行役員 本社部門（ICT、総務、リスクマネジメント、業務改革推進）管掌 総務人事部長
取 締 役	高 須 俊 和	常務執行役員 耐火物製造事業部門管掌 耐火物海外事業部門管掌 耐火物製造事業本部長
取 締 役	*加 藤 久 詞	日本製鉄株式会社製鋼技術部長
取 締 役	藤 永 憲 一	株式会社九電工特別顧問 福岡商工会議所会頭
取 締 役	*宇佐見 昇	株式会社安川電機顧問 NITTOKU株式会社社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	松 下 謹 二	
監 査 役	*島 田 秀 彦	日本製鉄株式会社関係会社部上席主幹
監 査 役	部 谷 由 二	西日本鉄道株式会社代表取締役副社長執行役員
監 査 役	松 永 守 央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長 三井金属鉱業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 藤永憲一及び取締役 宇佐見昇は、社外取締役です。
2. 監査役 部谷由二及び監査役 松永守央は、社外監査役です。
3. 取締役 藤永憲一、取締役 宇佐見昇、監査役 部谷由二及び監査役 松永守央を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。
4. 退任取締役及び退任監査役（地位は退任時）
 取締役相談役 伊 倉 信 彦 2020年6月26日 任期満了
 取 締 役 黒 田 浩 太 郎 2020年6月26日 任期満了
 取 締 役 小 西 淳 平 2020年6月26日 任期満了
 監 査 役 渡 邊 崇 2020年6月26日 辞任
 取 締 役 田 中 優 次 2020年9月5日 死亡
5. 取締役 田中優次の重要な兼職の状況（退任時）
 西部瓦斯株式会社相談役
 鳥越製粉株式会社社外取締役
 若築建設株式会社社外取締役
6. *印は、2020年6月26日開催の第129期定時株主総会で新たに選任された取締役及び監査役です。
7. 監査役 部谷由二は、西日本鉄道株式会社の経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

8. 2021年4月1日現在の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 川 和 宏	
取 締 役	奥 村 裕 彦	社長付エグゼクティブアドバイザー ファーネス事業の拡大及び設備技術に関する特命事項担当 黒播築炉株式会社代表取締役社長
取 締 役	副 島 匡 和	常務執行役員 ファーネス事業部門管掌 本社部門（購買、財務）管掌
取 締 役	本 田 雅 也	常務執行役員 本社部門（ICT、総務、リスクマネジメント、業務改革推進）管掌 総務人事部長
取 締 役	高 須 俊 和	常務執行役員 耐火物製造事業部門管掌 コークス炉事業全般に関し管掌 安全衛生環境防災に関し管掌 耐火物製造事業本部長
取 締 役	加 藤 久 詞	日本製鉄株式会社製鋼技術部長
取 締 役	藤 永 憲 一	株式会社九電工特別顧問 福岡商工会議所会頭
取 締 役	宇佐見 昇	株式会社安川電機顧問 NITTOKU株式会社社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	松 下 謹 二	
監 査 役	島 田 秀 彦	日本製鉄株式会社関係会社部長代理
監 査 役	部 谷 由 二	西日本鉄道株式会社取締役 株式会社西鉄ストア取締役会長
監 査 役	松 永 守 央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長 三井金属鉱業株式会社社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額等 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	227 (21)	173 (21)	53 (-)	-	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	49 (19)	42 (19)	6 (-)	-	3 (2)

- (注) 1. 上記の取締役の員数には、2020年6月26日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役0名）及び2020年9月5日に退任した取締役1名（うち社外取締役1名）が含まれています。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれていません。

② 当事業年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなった取締役の報酬等の額

上記①のほか、2019年6月27日開催の第128期定時株主総会の決議に基づき、取締役・監査役に係る役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給として、当事業年度中に退任した取締役に対し、当事業年度において役員退職慰労金を支給しました。

支給した役員退職慰労金の金額等は次のとおりです。

なお、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金繰入額を除いています。

役員区分	報酬等の額 (百万円)	対象となる 役員の員数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	1 (-)	1 (-)

③ 業績連動報酬等に関する事項

1) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容
各連結会計年度の連結経常損益

2) 当該業績指標を選定した理由

本業を含めた事業全体から得る利益であり、企業全体の業績評価を示す連結経常損益を選択しています。

3) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

基本報酬に乘じる業績加算率は、以下の計算式で算出しています。

業績加算率 = 連結経常利益額 ÷ 業績加算目標連結経常利益額 × 一定の指数

4) 当事業年度における当該業績指標に関する実績

第130期の連結経常利益：63億61百万円（2020年7月31日公表の当初予想数値：40億円）

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1) 取締役の報酬額

・ 決議年月日：2019年6月27日開催の第128期定時株主総会

・ 決議の内容：年額385百万円以内（うち社外取締役分は年額32百万円以内／使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まず。）

・ 役員の員数：10名（うち社外取締役2名）

2) 監査役の報酬額

・ 決議年月日：2019年6月27日開催の第128期定時株主総会

・ 決議の内容：年額94百万円以内

・ 役員の員数：4名

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「取締役報酬等決定方針」）の決定方法

2021年2月26日開催の役員報酬諮問会議（代表取締役社長を議長として、代表取締役社長が指名する社外役員4名で構成）に取締役報酬等決定方針の原案を諮問し、その答申を得たうえで、その答申内容を尊重して、2021年2月26日開催の取締役会において取締役報酬等決定方針を決議しました。

2) 取締役報酬等決定方針の内容の概要

取締役報酬等決定方針の内容の概要は次のとおりです。

- ・基本方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬等は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のためのインセンティブを付与すべく、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等とする。

具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基本報酬の指数を定め、基本報酬の額を算出する。これに、当社の連結経常損益に応じた業績加算を行ったうえで、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬等の額を決定する。

ただし、監督機能を担う非常勤取締役にについては、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

- ・業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等に係る指標は、本業を含めた事業全体から得る利益であり、企業全体の業績評価を示す各連結会計年度の連結経常損益とする。

基本報酬に乗じる業績加算率は、以下の計算式で算出する。

業績加算率＝連結経常利益額÷業績加算目標連結経常利益額×一定の指数

- ・金銭報酬等の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額と業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、基本報酬に乗じる業績加算率によって変動するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会の決議により、取締役の報酬等の額の上限を定め、取締役会の決議により、取締役の報酬等の具体的配分については、当社の取締役年収内規に従い、代表取締役社長の裁定に一任する。その権限の内容は、代表取締役社長による各取締役（非常勤取締役を除く。）の業績の評価及び査定に基づく取締役の報酬等の具体的配分とする。

役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問会議（役員報酬諮問会議）を設置する。同会議は、定期的に（原則年1回）、また必要の都度開催する。同会議は、代表取締役社長を議長として、代表取締役社長が指名する社外役員をもって構成する。同会議では、役員報酬等の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申する。

3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役報酬等決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

2021年5月24日開催の役員報酬諮問会議において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容と取締役報酬等決定方針との整合性について検討を行い、その答申を得たうえで、その答申内容を尊重して、2021年5月24日開催の取締役会において取締役報酬等決定方針に沿うものであると判断しました。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年5月22日に役員報酬諮問会議を開催し、役員報酬等の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申しました。そのうえで、2020年6月26日開催の取締役会で、取締役の報酬等の具体的配分については、当社の取締役年収内規に従い、代表取締役社長 江川和宏の裁定に一任することを決議しました。その権限の内容は、代表取締役社長による各取締役（非常勤取締役を除く。）の業績の評価及び査定に基づく取締役の報酬等の具体的配分としています。

代表取締役社長の裁定に一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（非常勤取締役を除く。）の評価、査定を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。

なお、役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問会議（役員報酬諮問会議）を設置しています。同会議は、定期的に（原則年1回）、また必要の都度開催していません。同会議は、代表取締役社長を議長として、代表取締役社長が指名する社外役員をもって構成しています。同会議では、役員報酬等の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申しています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	藤 永 憲 一	株式会社九電工特別顧問	電気工事発注の取引あり (当社及び同社の事業規模 に比して僅少)。
		福岡商工会議所会頭	特別の関係なし。
	田 中 優 次	西部瓦斯株式会社相談役	特別の関係なし。
		鳥越製粉株式会社社外取締役	特別の関係なし。
		若築建設株式会社社外取締役	特別の関係なし。
	宇佐見 昇	株式会社安川電機顧問	株式の相互保有の関係あり (持株比率はいずれも1%未 満と僅少)。また、設備保 守・点検・修理発注の取引 あり (当社及び同社の事業 規模に比して僅少)。
NITTOKU株式会社社外取締役		特別の関係なし。	
社外監査役	部 谷 由 二	西日本鉄道株式会社代表取締役副社長執行役員	運送発注の取引あり (当社 及び同社の事業規模に比し て僅少)。
	松 永 守 央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長	特別の関係なし。
		三井金属鉱業株式会社社外取締役	耐火物製品販売の取引あり (当社及び同社の事業規模 に比して僅少)。

(注) 田中優次は、2020年9月5日付で死亡により取締役を退任しています。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への 出席回数 (出席率)	監査役会への 出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況 及び果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	藤 永 憲 一	13回中12回 (92%)	－ (－)	<p>藤永憲一氏は、九州電力株式会社及び株式会社九電工において取締役として経営に携わった経歴をお持ちであり、同氏には、この経歴を通じて培ってきたマネジメントに関する知見・経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しています。</p> <p>同氏が出席した取締役会においては、当該視点から適宜質問、指摘を行っていただいたほか、四半期に1回開催している監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会（監査役、社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席。相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。）にご出席いただき、適宜質問、指摘を行っていただいた等、同氏には、当社の社外取締役として当社の経営の監督の役割を果たしていただきました。</p> <p>また、当社は、役員の報酬・指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問会議（役員報酬諮問会議、役員人事諮問会議）を設置しており、同氏には、その委員として役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>

区 分	氏 名	取締役会への 出席回数 (出席率)	監査役会への 出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況 及び果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	田 中 優 次	6回中5回 (83%)	— (—)	<p>田中優次氏は、西部瓦斯株式会社において取締役として経営に携わった経歴をお持ちであり、同氏には、この経歴を通じて培ってきたマネジメントに関する知見・経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しています。</p> <p>同氏が出席した取締役会においては、当該視点から適宜質問、指摘を行っていただいたほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘を行っていただいた等、同氏には、当社の社外取締役として当社の経営の監督の役割を果たしていただきました。</p> <p>また、同氏には、役員報酬諮問会議及び役員人事諮問会議の委員として役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>
	宇佐見 昇	10回中8回 (80%)	— (—)	<p>宇佐見昇氏は、株式会社安川電機において取締役として経営に携わった経歴をお持ちであり、同氏には、この経歴を通じて培ってきたマネジメントに関する知見・経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しています。</p> <p>同氏が出席した取締役会においては、当該視点から適宜質問、指摘を行っていただいたほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘を行っていただいた等、同氏には、当社の社外取締役として当社の経営の監督の役割を果たしていただきました。</p> <p>また、同氏には、役員報酬諮問会議及び役員人事諮問会議の委員として役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>

区 分	氏 名	取締役会への 出席回数 (出席率)	監査役会への 出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況 及び果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
社外監査役	部 谷 由 二	13回中10回 (77%)	12回中11回 (92%)	<p>部谷由二氏は、西日本鉄道株式会社の経理・財務部門における長年の経験を有するとともに、同社取締役として経営に携わっており、同氏には、この経歴を通じて培ってきた財務及び会計に関する知見並びにマネジメントに関する知見・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しています。</p> <p>同氏が出席した取締役会及び監査役会においては、当該視点から適宜質問、指摘等を行っていただいたほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘等を行っていただいた等、同氏には、当社の社外監査役として当社の監査体制の強化の役割を果たしていただきました。</p> <p>また、同氏には、役員報酬諮問会議及び役員人事諮問会議の委員として役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>
	松 永 守 央	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	<p>松永守央氏は、工学における専門知識と大学教授及び国立大学法人の理事・学長としての組織運営の経験を有しており、同氏には、この豊富な知見・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しています。</p> <p>同氏が出席した取締役会及び監査役会においては、当該視点から適宜質問、指摘等を行っていただいたほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘等を行っていただいた等、同氏には、当社の社外監査役として当社の監査体制の強化の役割を果たしていただきました。</p> <p>また、同氏には、役員報酬諮問会議及び役員人事諮問会議の委員として、役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>

- (注) 1. 当事業年度中、取締役会は13回、監査役会は12回開催しています。
2. 田中優次は、2020年9月5日付で死亡により取締役を退任しています。
3. 宇佐見昇は、2020年6月26日付で取締役に就任しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額は、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の子会社であるKrosaki Amr Refractorios,S.A.、無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司、黒崎播磨(上海)企業管理有限公司、Krosakiharima Europe B.V.、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED、TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED、TRL KROSAKI CHINA LIMITED及びRefractaria, S.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を制定し、2020年4月1日付で一部改定しました。その概要は次のとおりです。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守する。また、取締役会規程に基づき取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役同士で監視し合うほか、監査役会による監査を受ける。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要会議の議事録を作成するとともに、それらの議事録や決裁伺書等情報の保管を情報管理に関する規程に基づき適切に行う。また、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示するほか、IR活動やウェブサイトを通じ、積極的な情報開示に取り組む。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制基本規程に、日常の各部門の役割及び危機発生時の対応について定めている。

当社グループの内部統制システムの運用は、当社各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的マネジメント（リスクの把握、評価、対策立案、対策実施、自主点検等）を基本とする。

当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・運用・評価に関する基本方針策定の支援及びその運用状況に対する内部監査を行う部門としてリスクマネジメント部を設置する。

当社の各部門及びグループ会社の内部統制活動に関して、業務分野ごとに専門的知識を有する当社機能部門がグループ横断的に指導・支援を行う。

内部統制委員会を設置し、定期的な会議等でリスクへの対応状況について各内部統制委員及びリスクマネジメント部からの報告を受け、必要に応じて指導を行う。また、リスクマネジメント部からの内部監査報告を受ける。それらのうち、重要な事項については、経営会議及び取締役会に報告する。

社内監査役、当社総務グループ員、社外専門機関等を通報窓口とした内部通報制度を設け、当社グループ内で違法・不当な行為が行われていた場合及びその疑いのある場合に通報を受付け、その事実関係を調査して結果を所定の社内関係者及び求めがあれば通報者に知らせるとともに、違法・不当な行為が確認された場合には就業規則に基づきその行為者の処分を行う。

危機発生時には、内部統制委員会の中に緊急対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるべく活動する。

④ 当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議により、各取締役の職務分担を適切に行うとともに、組織及び職制規程、業務分掌規程にその基本的職務を規定する。また、決裁伺規程、共通職務権限規程により取締役及び主要な使用人の決裁権限、責任を規定する。

経営計画、事業戦略、投融资等の重要な経営事項は、経営会議等により十分に審議したうえで、取締役会規程に基づき取締役会で決議を行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、社内規程違反も業務遂行上のリスクのひとつと捉え、上記③で記載した内部統制の仕組みにより、使用人の職務執行が法令、定款、社内規程に適合することを確保する。また、使用人が適法に業務遂行できるよう、計画的に教育・啓発活動を実施する。

⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理に関して、関係する規程に基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、当社との情報の共有化等を行い、自律的内部統制に関する施策の充実を図る。

また、各グループ会社と業務上の繋がり強い当社の部門を主管部門として位置付け、グループ会社の内部統制整備・運用状況の把握に努め、当社機能部門及びリスクマネジメント部と情報共有するとともに、必要に応じ当社機能部門に支援を求める。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社「グループ経営運用規程」に基づき、各グループ会社は事業方針、事業計画、予算等の経営上の重要事項について、当社と事前協議を行う。また、決算、事業概況等については、当社がグループ会社に報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社「内部統制基本規程」に基づき、各グループ会社はリスク管理事項について自主点検を行う。自主点検の結果、あるいは業務の遂行を通して、問題が発生、若しくは発生のおそれがあると確認された場合、当社に報告を行う。

また、当社はリスクマネジメント責任者会議を定期的を開催し、当社の内部統制活動について各グループ会社に周知を図る。

加えて、当社から主要なグループ会社に対して取締役及び監査役の派遣を行い、直接経営に関与及び監査をする。

さらに、当社の内部通報窓口は、グループ会社からの通報も受け、事実確認を行う。

不適切な事実が認められた場合、当該グループ会社は、当該使用人、場合によってはその管理者について指導及び懲戒処分を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例会議等を通して各グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況並びに法令違反、若しくは違反のおそれのある行為・事実について各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言・指導等を行う。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の業務の円滑な遂行を目的に、監査役の職務を補助する専任のスタッフを置く。取締役からの独立性を確保するため、そのスタッフは監査役直属とし、監査役の指示の下で業務を行う。監査役スタッフの異動及び人事考課等については、常勤監査役と総務人事部長との間で事前に協議する。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について適宜監査役に報告する。また、リスクマネジメント部は内部監査の結果をはじめ、業務をとおして知り得たリスクマネジメント上の重要事項についても適宜監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議へ出席し、また、重要な決裁伺書の回付を受けることで経営上の重要事項について取締役との情報共有を行う。

ロ. グループ会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適宜当社の監査役に直接又はリスクマネジメント部を通じて報告を行う。

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部統制基本規程及び内部通報規程等に基づき、これらの報告をした者に対し、報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

⑪ その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の監査に際して、取締役及び監査対象部署の職員は、資料の開示等情報提供に協力する。

リスクマネジメント部は、グループ会社を含む全社の内部統制に関し、監査役と定期的に、かつ必要の都度、情報交換を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制整備に関する事項

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針とする。

反社会的勢力に関する事項については総務人事部総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等が発生した場合には、総務グループへ連絡をするよう周知徹底する。当社への反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し指導を受けながら適切な対処を行う。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

① 運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制活動の企画・支援及び内部監査を担当するリスクマネジメント部（専任5名）並びに各分野のリスク管理を担当する11の機能部門を設置しています。また、グループ会社15社において自律的内部統制活動を担当するリスクマネジメント責任者を配置しています。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しています。

② 具体的な運用状況

1) 内部統制活動計画

当社は、法令改正や経営環境の変化等を踏まえて、毎年2月に当社グループ全体の次年度内部統制活動計画を策定しています。この計画には、活動方針、安全・品質等の機能別活動計画、点検・監査計画、教育・啓発計画が含まれています。

これを踏まえ、当社各部門・グループ会社は、各々の活動計画を策定しています。

2) 自律的内部統制活動

年度計画に従い、当社各部門・グループ会社は、業務の特性等を踏まえつつ自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、内部統制チェックリストに基づく網羅的な点検や業務プロセスに含まれるキーリスクの自主点検を実施し、点検結果を踏まえた業務改善を実行するとともに、業務規程・マニュアル等への反映と教育を行います。

各機能部門は、この自律的内部統制活動を支援しています。

事故・事件、法令や社内規程等に違反する事案、違反の恐れのある事案が発生した場合、当社各部門・グループ会社は、直ちにリスクマネジメント部に報告するとともに、関係部門と連携し、是正及び再発防止の措置を講じています。また、これらの事案をリスクマネジメント部が集約し、当社グループ内で共有化するとともに、当社各部門・グループ会社が類似のリスクの点検を実施しています。

3) 内部監査等

内部監査については、リスクマネジメント部及び各機能部門が各部門・グループ会社に対し、内部統制チェックリスト、自主点検シート等の書面による確認及びモニタリングにより実施しています。

また、当社は、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の役員が利用できる内部通報窓口を設置・運用するとともに、社員意識調査アンケートを実施しています。これらの状況・結果については、取締役会で報告するとともに、社員意識調査アンケートに関しては、社内報を用いて従業員へのフォードバックを行っています。

4) 評価・改善

リスクマネジメント部は、内部統制システムの運用状況を、半期ごとに開催する内部統制委員会のほか経営会議及び取締役会に報告するとともに、適宜開催する業務連絡会及び半期ごとに開催するグループ会社リスクマネジメント責任者会議において、各部門・グループ会社とも共有しています。

また、リスクマネジメント部は、内部統制活動の実施状況や内部監査等の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめたうえで、これを経営会議及び取締役会に報告しています。

この評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制活動計画に反映しています。

5) 教育・啓発

当社は、新入社員から経営幹部までを対象とした階層別教育・研修に、内部統制に関する講座及び各機能部門による専門的講座を設け、当社・グループ会社の役職員の教育を実施しています。

また、安全パトロール時の経営層によるコンプライアンス講話、内部監査時の各部門・グループ会社との対話、事故・事件事案の水平展開、コンプライアンスに関するメールマガジン発信等、様々な機会・仕組みを通じた啓発活動に取り組んでいます。

6) 監査役・会計監査人との連携

リスクマネジメント部は、監査役が同席する内部統制委員会において、内部統制の状況の報告及び意見交換を行っています。また、月2回の頻度で監査役との連絡会を開催し、内部統制に関する情報の共有化を図っています。会計監査人との間でも、定期的に内部統制の状況や財務報告に係わる内部統制の評価結果等について、報告及び意見交換を行っています。

さらに、内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携・実効性向上、内部統制に関する情報の共有化、意見交換を目的として、監査役、社外取締役、リスクマネジメント部による四半期ごとの連絡会（うち1回は会計監査人も出席）を開催しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていません。

備考

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

第 130 期 計 算 書 類

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

黒崎播磨株式会社

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,434	流動負債	34,506
現金及び預金	2,309	買掛金	8,090
受取手形	1,368	電子記録債権	5,240
売掛金	35,984	短期借入金	1,000
商品及び製品	5,410	1年内返済予定の長期借入金	4,500
仕掛品	2,389	コマーシャル・ペーパー	7,000
原材料及び貯蔵品	3,989	未払払金	2,273
前渡金	25	未払法人税等	943
前払費用	328	前受金	306
その他	5,629	預り金	2,335
貸倒引当金	△0	賞与引当金	1,844
		工事損失引当金	82
		環境対策引当金	58
		資産除去債務	160
		その他	670
固定資産	48,834	固定負債	17,346
有形固定資産	21,320	長期借入金	14,500
建物	8,040	長期未払金	331
構築物	832	繰延税金負債	428
機械及び装置	5,310	退職給付引当金	98
車両運搬具	128	役員退職慰労引当金	357
工具、器具及び備品	714	長期預り敷金保証金	1,605
土地	5,789	資産除去債務	25
建設仮勘定	504		
無形固定資産	103	負債合計	51,853
のれん	5	(純資産の部)	
ソフトウェア	59	株主資本	52,188
その他	38	資本金	5,537
投資その他の資産	27,410	資本剰余金	5,138
投資有価証券	4,222	資本準備金	5,138
関係会社株	19,762	利益剰余金	43,156
出資金	115	利益準備金	1,250
関係会社出資金	1,906	その他利益剰余金	41,906
破産更生債権等	33	圧縮記帳積立金	909
前払年金費用	1,102	別途積立金	4,517
長期前払費用	189	繰越利益剰余金	36,479
その他	128	自己株式	△1,644
貸倒引当金	△51	評価・換算差額等	2,226
		その他有価証券評価差額金	2,222
		繰延ヘッジ損益	4
資産合計	106,268	純資産合計	54,414
		負債純資産合計	106,268

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		80,429
売上原価		67,192
売上総利益		13,237
販売費及び一般管理費		9,905
営業利益		3,332
営業外収益		2,904
受取利息	0	
受取配当金	1,754	
貸料及び管理手数料	75	
為替差益	341	
助成金の収入	524	
その他の	207	
営業外費用		327
支払利息	23	
固定資産の撤去	93	
その他	211	
経常利益		5,909
特別利益		411
固定資産売却益	88	
投資有価証券売却益	203	
関係会社株式売却益	119	
特別損失		326
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	71	
投資有価証券評価損	0	
減損損失	162	
環境対策費	41	
災害による損失	39	
その他の	2	
税引前当期純利益		5,994
法人税、住民税及び事業税		1,433
法人税等調整額		△55
当期純利益		4,616

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
				そ の 他 利 益 剰 余 金			
				圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	5,537	5,138	1,250	963	4,517	33,156	39,887
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△1,347	△1,347
圧縮記帳積立金取崩				△54		54	-
当 期 純 利 益						4,616	4,616
自 己 株 式 の 取 得							-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△54	-	3,323	3,269
当 期 末 残 高	5,537	5,138	1,250	909	4,517	36,479	43,156

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,641	48,922	1,217	0	1,217	50,139
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△1,347			-	△1,347
圧縮記帳積立金取崩		-			-	-
当 期 純 利 益		4,616			-	4,616
自 己 株 式 の 取 得	△3	△3			-	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	1,004	4	1,009	1,009
当 期 変 動 額 合 計	△3	3,265	1,004	4	1,009	4,275
当 期 末 残 高	△1,644	52,188	2,222	4	2,226	54,414

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブ取引により生じる債権債務の評価基準及び評価方法

時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。ただし、半成工事及び未成工事支出金は個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっています。

なお、耐用年数については、原則として法人税法所定の耐用年数を採用していますが、機械及び装置、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物については、一部会社所定の耐用年数(トンネル窯: 9年、機械及び装置: 9年、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物: 賃貸契約期間)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) 長期前払費用

定額法によっています。

3. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事の損失見込額を計上しています。

(4) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、10年による定額法で按分した額を発生翌事業年度より費用処理しています。過去勤務費用については、10年による定額法で按分した額を発生年度より処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、当社は2019年5月22日の取締役会において、取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を2019年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。よって、同株主総会において、取締役及び監査役に対し、同株主総会終結までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、その支給の時期については、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込み額については、引き続き、役員退職慰労引当金に含めて計上しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替相場変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内においてのみ実施し、収益確保を目的としたディーリングは実施しないこととしています。また、金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として、通貨スワップ取引については、借入金の通貨変動リスクをヘッジすることを目的として実施しています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として建物並びに構築物以外の有形固定資産について定率法を採用していましたが、当事業年度より、定額法に変更しています。

当社は、耐火物製造・施工技術を一貫して提供する「世界第一級の鉄鋼用総合耐火物メーカー」としてさらなる飛躍に向けた経営基盤の強化を積極的に進める中で、グローバルな事業展開に伴う海外生産比率の高まりを契機に、親会社である日本製鉄株式会社との会計方針の統一の観点も踏まえて、有形固定資産の減価償却方法の変更について改めて検討したところ、当社が保有する有形固定資産は生産設備が長期に亘り比較的安定した稼働を維持できることに加え、近年においては技術的陳腐化のリスクも少ないため、耐用年数での定額法による費用配分を行うことが経営実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断しました。

この変更により、従来の方法に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ636百万円増加しています。

(会計上の見積りの変更)

当社は、トンネル窯の耐用年数について、従来6年としていましたが、当事業年度より9年に変更しています。

当社は、減価償却方法の変更を契機に使用実態を見直した結果、トンネル窯の耐用年数を9年で減価償却を行うことが、より実態に即した耐用年数であると判断しました。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微です。

III. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を開示しています。

IV. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

子会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている「関係会社株式」19,762百万円には、インドで耐火物事業を営む連結子会社であるTRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDの株式(帳簿価額15,593百万円)が含まれています。時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式である同社株式について、当事業年度において、減損処理の要否の検討を行いました。検討の結果、同社株式の実質価額が著しく低下していないと判断されたため、減損処理を行っていません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他情報

非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、原価法により評価していますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は該当する事業年度の損失として計上します。

なお、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED株式の評価にあたり、同社の超過収益力等を反映した価額で実質価額を見積もっています。

実質価額の著しい低下の有無の判断にあたっては、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDの将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく超過収益力等の見積りを行ったうえで、帳簿価額と比較しています。

当該割引現在価値は、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDの現状、中期経営計画及びその後の将来見通し並びに割引率を基礎として見積もっており、当該中期経営計画及び将来見通しの前提となる売上高及び利益の見込み並びに割引率を主要な仮定として織り込んでいます。

上記の仮定の実現には不確実性を伴い、実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 71,073百万円

2. 偶発債務

以下の会社等の借入金等について債務保証を行っています。

債 務 者	残 高
Krosaki USA Inc.	409百万円
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	690百万円
ひびき 灘 開 発 株 式 会 社	2百万円
従 業 員	213百万円
合 計	1,316百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短 期 金 銭 債 権	27,688百万円
短 期 金 銭 債 務	4,130百万円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	52,556百万円
仕 入 高	20,434百万円
営業取引以外の取引高	2,018百万円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度末株式数(株)
普通株式	691,705

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

賞与引当金	470百万円
未払賞与に対する社会保険料	90百万円
環境対策引当金	17百万円
減価償却超過額	733百万円
退職給付引当金	30百万円
役員退職慰労引当金	108百万円
貸倒引当金	15百万円
株式信託簿価	117百万円
減損損失	211百万円
その他	677百万円
小計	2,473百万円
評価性引当額	△569百万円
繰延税金資産合計	1,903百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

為替予約	△2百万円
前払年金費用	△335百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△439百万円
その他有価証券評価差額金	△946百万円
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△610百万円
繰延税金負債合計	△2,332百万円
差引：繰延税金負債純額(△)	△428百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.2%
評価性引当額	△0.2%
均等割等	0.6%
研究開発税制の税額控除	△1.1%
外国子会社からの配当等の源泉税等	1.7%
その他	△0.4%
小 計	△7.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	日本製鉄株 式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 47% 間接 0%	当社製品 の 販 売 等 及 び 資 材 等 購 入	耐火物製品 販売等	47,898	売掛金	24,136

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品販売等及び資材等購入については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

(注2) 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでいます。

2. 当社と同一の親会社を持つ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	日鉄ファイナンス株式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	売上債権の売却	売上債権の売却	12,268	未収入金	4,016

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 日鉄ファイナンス株式会社向けの売上債権の売却については、基本契約を締結し、債権の譲渡を行っています。

(注2) 取引金額及び期末残高は消費税等を含んでいません。

3. 当社の子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	黒崎播磨セラコーポ株式会社	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	耐火物製造等の委託、CMS等による資金取引	製造等委託	6,499	買掛金	762
				預り金減少	270	預り金	1,596
				支払利息	2	—	—
子会社	Krosakiharima Europe B. V.	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	1,903	売掛金	1,250
子会社	Krosaki USA Inc.	所有 直接 90% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	1,854	売掛金	1,085

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製造等委託、耐火物等購入及び製品販売等については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

(注2) 資金取引については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(注3) 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでいます。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 6,460円40銭
2. 1株当たり当期純利益 548円11銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年12月25日開催の取締役会において、当社の完全子会社である黒崎播磨セラコーポ株式会社を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付で吸収合併しました。

1. 取引概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

企業の名称 黒崎播磨セラコーポ株式会社

事業の内容 耐火物製造等に係る業務請負、耐火物製造設備等のメンテナンス、各種サービス業

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、黒崎播磨セラコーポ株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後の名称

黒崎播磨株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

黒崎播磨セラコーポ株式会社は、耐火物製造等に係る業務請負及び耐火物製造設備等のメンテナンスを主な事業として行っています。同社を当社に吸収合併することで、製造業務の一体化による製造実力・競争力の維持向上のほか、経営資源の集約による経営の効率化、間接部門統合による管理コストの削減を図り、当社グループの事業基盤をより一層強固なものとしします。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

XII. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、子会社株式の評価等の会計上の見積りを行っていますが、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

黒崎播磨株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

蓮見貴史 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田尚宏 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒崎播磨株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社内回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門であるリスクマネジメント部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

黒崎播磨株式会社 監査役会

常勤監査役 松下 謹二 
監査役 島田 秀彦 
監査役 部谷 由二 
監査役 松永 守央 

(注) 監査役 部谷由二及び監査役 松永守央は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

2021年7月26日

有明マテリアル株式会社
代表取締役社長 満留 辰郎

合併契約に係る会社法施行規則第182条第6項第1号ハに
定める後発事象について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約について、会社法施行規則第182条第6項第1号ハに定めるに定める後発事象はありません。

以上

2021年7月26日

有明マテリアル株式会社
代表取締役社長 満留 辰郎

合併契約に係る会社法施行規則第182条第6項第2号イに
定める後発事象について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約について、会社法施行規則第182条第6項第2号イに定める後発事象はありません。

以上

2021年7月26日

有明マテリアル株式会社
代表取締役社長 満留 辰郎

合併契約に係る会社法施行規則第182条第1項第5号に定める
吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約（以下当該合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、会社法施行規則第182条第1項第5号に定める、吸収合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項は下記のとおりです。

記

2021年6月30日現在、黒崎播磨株式会社及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりであり、本合併後、黒崎播磨株式会社の資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

（単位：百万円、未満切捨）

	資産の額	負債の額	純資産の額
黒崎播磨株式会社	106,653	50,025	56,628
有明マテリアル株式会社	817	380	437

本合併後の黒崎播磨株式会社の収益状況について、黒崎播磨株式会社及び当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されていません。

以上のことから、本合併の効力発生日以後においても、吸収合併存続会社である黒崎播磨株式会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しました。

以上

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約に関する会社法第782条第1項に基づく吸収合併消滅会社の備置き書類は以上のとおりです。

2021年7月26日

有明マテリアル株式会社
代表取締役社長 満留 辰郎



当社を吸収合併存続会社とし、有明マテリアル株式会社（本店所在地：大牟田市西港町一丁目21番地1）を吸収合併消滅会社とする合併に関する会社法第801条第1項及び第3項第1号に基づく吸収合併存続会社の備置き書類は以上のとおりです。

2021年10月22日

黒崎播磨株式会社
代表取締役社長

江川 和宏

